

若者の延岡市移住をサポート！

若者応援給付金

30 万円

★詳しくは裏面をご覧ください★

三大都市圏等に
1年以上在住し、通勤している
29歳以下の方

※三大都市圏等とは

- ・東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)
- ・名古屋圏(愛知県・岐阜県・三重県)
- ・大阪圏(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県)
- ・福岡県

撮影地：須美江海水浴場（延岡市）

空き家バンク

お試し滞在支援（宿泊代・レンタカー利用代の補助）

奨学金返還支援事業

お試し暮らし施設（利用料無料）

移住・子育て家賃補助制度

移住・子育て住まい支援事業（住宅購入補助）



さまざまな制度をご案内しています

■お問い合わせ■

延岡市 地域政策課 広域連携係（市役所6階）

TEL：0982-20-7176（移住相談窓口）

MAIL：nobeoka-ijuu@city.nobeoka.miyazaki.jp

要件や手続きの

詳細はコチラ ⇒



移住支援金の主な要件

移住元に関する要件（延岡市への移住前）

住民票を移す直前に連続して1年以上、三大都市圏等に在住し、かつ、三大都市圏等の事業所へ通勤していたこと。

※三大都市圏等から延岡市に住民票を移し、人材確保支援策を活用して農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上三大都市圏等に在住し、かつ三大都市圏等の事業所への通勤をしていたこと。

移住先に関する要件（延岡市に移住後）

すべて該当	★ 令和7年4月1日以降に延岡市に住民票を移したこと。
	★ 住民票を移した時において、29歳以下であること。ただし、住民票を移した年度の3月末までに30歳となる者を含む （4月1日が誕生日の者については、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとする。）
	★ 若者応援給付金の申請時において、転入後1年以内であること。 ただし、県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修期間を除き、県外から転入後1年以内であること
	★ 若者応援給付金の申請日から5年以上、継続して延岡市に居住する意思を有していること。
いずれかに該当	① 県が移住支援金の対象としてふるさと宮崎人材バンクに掲載している求人に応募して就業
	② プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業
	③ 県が実施する起業支援金交付決定を受けていること
	④ 県等が実施する人材確保支援策を活用した県内の個人経営事業所に就業した者
	⑤ 自営による農林漁業に就業
	⑥ 県の事業承継支援機関による支援を受けた事業承継

提出書類

- ① 若者応援給付金交付申請書兼請求書【様式第1号】
- ② 誓約書【様式第1号別紙1】
- ③ 個人情報の取扱いに係る同意書【様式第1号別紙2】
- ④ 本市の住民票
- ⑤ 移住元の住民票の除票または、戸籍の附票等の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類の写し
- ⑥ 写真付き身分証明書（運転免許証等の提示により本人確認できる書類）
- ⑦ 給付金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（振込先の口座情報が確認できるものに限る。）の写し
- ⑧ 移住元の就業確認書類：三大都市圏等勤務事業所等就業証明書【様式第2号-1】
※法人経営者又は個人事業主の方は：(1)開業届出済証明書等 (2)個人事業等の納税証明書
- ⑨ 移住先の就業確認書類：新規就業先等の就業証明書等【様式第2号-2～7など】